

稲城市教育委員会学習用端末等活用のルール

この学習用端末は、児童・生徒の皆さんの学習のために、稲城市が卒業時まで貸し出しているものです。

以下のルールを守り、学習用端末を大切に使いましょう。

1 学習用端末使用の心得

- (1) 学習用端末は学習活動や連絡のために使用します。学習活動や連絡以外の使い方（動画視聴・ゲーム等）をしている場合は、学校や教育委員会が確認することがあります。その他の使用については先生の指示に従います。
- (2) 学習用端末は先生の指示に従って自宅に持ち帰り、十分に充電をして、学校に持ってきます。
- (3) 学習用端末は学校と自宅だけで使用します。登下校中は使用しません。校外学習など、学校と自宅以外で使用する場合は先生の指示に従います。
- (4) 学習用端末は明るい場所で正しい姿勢で使います。休みの日に自宅で学習用端末を使用してよい時間は目安として朝9時から夜8時までで、1時間以上続けて使用しません。夜10時から朝5時までには使いません。
- (5) 学習用端末は自分のものを使います。自分の学習用端末を他の人（保護者を除く）に貸したり、使わせたりしません。学習用端末にはパスコードをつけます。
- (6) 学校から指定された自分のID（アイディー）やパスワード自分で覚えて管理します。先生と保護者以外の他の人に教えません。
- (7) 学習用端末を用いて、他の人や持ち物の写真や動画を撮るときは、必ず撮影する相手や場所の許可を取ります。
- (8) アプリケーションのアイコンの場所を変えたり、背景の画像や色を変えたりしません。また、カバーを外したまま使ったりしません。
- (9) 学習用端末で文書等を作成する際にインターネット上の文書、画像、イラスト等のデータを利用する場合には、事前に先生に報告・相談します。
- (10) 自分が作成した文書などのデータは、先生が許可したものだけを指定された場所に保存します。
- (11) 学校で使っている写真や動画、文、オンライン授業などのデータはSNSなどに利用しません。

2 故障・不具合の対応

- (13) 学習用端末は稲城市から貸し出しているものです。また、精密機械であることから、丁寧に扱い、次のようなことに十分気を付けて学習用端末を破損しないようにします。

落とさない。上に物を置かない。踏まない。地面の上に置かない。濡らさない。暖房器具や日光が当たる場所などの高温の場所に置かない。磁石を近づけない。紛失しない。
--

- (14) 学習用端末が壊れたり、紛失したり、その他のトラブルがあったときは、すぐに先生に報告・相談します。（壊れたり、紛失したりしたときは、元に戻すための費用を保護者に負担してもらいます。）